

豊中市こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業 業務委託仕様書

1. 事業名

豊中市こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業業務委託

2. 履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日まで

※契約締結後、準備・募集期間を経て、遅くとも令和6年（2023年）7月当初から通園受け入れを開始すること。

3. 業務の履行場所

受託者が運営する豊中市内の施設

4. 委託業務の目的

令和8年度から国が制度化・施行を予定する、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、本市において試行的事業を実施し、効果や課題を検証することを目的とする。

5. 委託業務の内容

（1）対象者

豊中市内に居住する保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない、または、認可外保育施設（企業主導型保育事業所を除く）に通っている0歳6か月～満3歳未満のこどもで、事業実施期間を通じて利用を希望する者。

障害児を受け入れる施設において、当該障害児が利用した場合に職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、6に定める委託料の加算を適用する。なお、障害児とは、市が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わず、医師による診断書や巡回支援専門員など障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって判断する。

（2）実施場所

豊中市内に所在する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園において実施するものとする。なお、幼稚園については、私学助成を含め、施設型給付を受ける園であるかを問わない。

(3) 事業内容

以下の①②を実施するものとする。

①利用方法と実施方法

定期利用を基本とする。ただし、定期利用と自由利用の組み合わせも可能であることから、事業者において本事業の実施体制や効果等を鑑み、利用方法を選択すること。なお、定期利用と自由利用を組み合わせず場合は、全定員数の半数以上を定期利用の定員に設定すること。

実施方法については、一般型（在園児合同、専用室独立型）、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫により実施すること。

ア 対象となるこどもの通園においては、1人当たり「月10時間」を上限として実施する。なお、受託者は、利用者の毎月の通園時間の管理を行うとともに、その翌月に前月分の利用実績を市に報告するものとする。

イ 実施施設の開所の日数については、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する。

ウ 親子通園は、慣れるまで時間がかかるこどもへの対応として有効であり、また、利用が初めての場合は、通園初期に親子通園を取り入れることで親子の様子を見ることができ、事前面談の代わりになるという観点からも、積極的に取り入れること。ただし、親子通園が長期間続く状態にならないようにすることや、利用の条件とならないように留意すること。

エ 利用対象者の選定において、利用開始日までに利用希望者を募ったうえで、事業者が定める定員を超える応募があった場合は、事業実施施設において抽選を原則として利用対象者を選定する。なお、利用対象者の選定にあたって、次に該当する家庭が円滑に利用できるよう配慮を行うとともに、当該家庭から申し出があった場合は、当該事業を円滑に利用できるよう受け入れ枠数や抽選方法について、委託者と受託者で協議する。

(a) ひとり親家庭

(b) 生活保護世帯

(c) 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合

(d) こどもが障害を有する場合

(e) その他、保護者や兄弟姉妹の疾病・障害の状況を考慮する場合

オ 事業者は、利用可能枠の範囲内において利用の申し込みがあった場合には、当該こどもの受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市に報告しなければならない。

カ 集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録すること。

キ 対象となるこどもを養育する保護者に対して必要に応じて面談や子育てのアド

バイスを行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設けること。
 ク 利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市に報告するとともに、市と協力し、関係機関との連携に努めること。

②検証

本事業は、本格実施を見据えた試行的事業であるため、事業を実施する事業者においては、事業の利用状況、効果や課題、利用者や保護者の声などについて、市と協力の上、情報収集を行うこと。また、国のアンケート調査への積極的な協力を行うこと。

(4) 設備基準、保育の内容および職員配置

次の基準等を遵守すること。

	実施施設類型	遵守する「設備基準、保育の内容」	遵守する「職員の配置」
①	利用児童数が利用定員数に満たない保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	国通知「一時預かり事業の実施について」(※) 4 (4) ③ (余裕活用型の実施基準) に定める児童福祉法施行規則第 36 条の 35 第 1 項第 3 号に定める設備及び運営に関する基準等	同左
②	①以外の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、または幼稚園	同通知 4 (1) ③ (一般型の設備基準及び保育の内容) に定める同規則第 36 条の 35 第 1 項第 1 号イ、ニ及びホに定める設備および保育の内容に関する基準	同通知 4 (1) ④ (一般型の職員の配置) に定める基準

※一時預かり事業の実施について (平成 27 年 7 月 17 日付け 27 文科初第 238 号・雇児発 0717 第 11 号通知)

(5) 研修

保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。

ア 「子育て支援員研修事業に実施について」(平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知) の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の 5 (3) アに定める基本研修および 5 (3) イ (イ) に定める「一時預かり事業」または「地域型保育」の専門研修を修了した者。

イ 子育ての知識と経験および熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」(平成 21 年 10 月 30 日雇児発 1030 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添 1 の 1 に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までの間に修了した者とする。

(6) 留意事項

① 保育中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和 5 年 12 月 14 日付けこ成安第 142 号・5 教参学第 30 号通知) に従い、速やかに

市に報告すること。

- ② 利用当日に通園がない場合には、対象児童状況の確認をすること。特に要支援家庭等の児童の利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。
- ③ 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、市に報告するとともに、市と協働で相談支援を行うなど適切な支援を実施すること。
- ④ 給食等の提供については、事業者の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合には、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。
- ⑤ 事業者は、委託料等の支払い根拠資料を事業実施後5年間保存すること。
- ⑥ 利用者の家庭に対して、当該事業の意義や目的について十分に周知すること。

6. 委託料

委託料については、試行的事業に要する経費として、こども1人1時間当たり850円を基本とし、利用時間数に応じて支払うものとする。5(1)に定める障害児を受け入れるため職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、こども1人1時間当たり400円を加算する。なお、当日のキャンセルについては、委託料の対象とすることは可能であるが、その場合は、利用者の月当り利用可能時間を利用したものとみなし、利用の処理を行うこと。

7. 保護者負担等

本事業に要する経費の一部について、保護者負担としてこども1人1時間当たり300円を受託者において徴収する。なお、低所得者世帯等の保護者負担に関しては、別紙のとおり免除するものとし、当該保護者から市に免除申請が提出され、市が免除事由に該当する者と決定した場合、市は補助基準額を当該受託者に支払うこととする。

また、利用時間等により食事やおやつの提供を行う場合は、受託者において定めた金額を保護者の実費負担として徴収できることとする。ただし、給食費以外の保育教材費等に係る費用負担は保護者に求めないこと。(夏祭りや遠足といったイベント等を実施し、実費程度を徴収することは差し支えない。)

8. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、委託者および受託者双方で協議して定める。
- (2) 本事業に係る協議、打ち合わせ等の必要経費およびその他の経費は、全て受託者の負担とする。
- (3) 他の事業者への引継ぎがある場合は、受託者は誠実に対応するものとする。
- (4) 本事業を履行するにあたり、第三者へ業務のすべてを委任又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部(主たる部分を除く)について事前に書面で申請し、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- (5) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (6) 本事業の実施に伴って取得した物品、特許権および著作権等は豊中市に帰属する。
- (7) 受託者は、本業務に関して法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。

保護者負担免除の対象者について

1. 対象者

対象者は、本事業を利用することの保護者であって、次のアからウのいずれかに該当する者とする。

ア 本事業の利用を開始した日において、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である場合

イ 保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者が地方税法の規定による市民税を課されない者である場合（アに掲げる場合を除く。）

ウ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法第292条第1項第2号に掲げる市民税所得割額を合算した額が7万7,101円未満である場合（ア及びイを除く。）

2. 本事業を行うものによる代理請求・代理受領について

市は、本事業の受託者に対して、あらかじめ1に該当する対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該受託者に支払うべき保護者負担については、対象者に代わり、補助基準額を当該受託者に支払う。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。

3. 補助基準額

補助基準額は、次の額とする。

こども1人当たり1時間300円